

平成28年度
事業計画書

社会福祉法人
雲仙市社会福祉協議会

基本方針

少子高齢社会の急速な進行や核家族化等に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加しているなか、認知症高齢者や生活困窮者の増加、住民同士の連帯感の希薄化など、地域における福祉課題や生活課題への対応が急務となっている。また、多発する自然災害における災害時支援のあり方や生活困窮者自立支援法の施行により、今後の社会的孤立の防止に向けた取り組みなど、多様化・高度化する福祉ニーズへの社会福祉協議会の役割が今まで以上に高まっている。

このような状況の中、雲仙市社会福祉協議会は、平成27年度に雲仙市と協働により策定した「第2期雲仙市地域福祉計画・雲仙市地域福祉活動計画（平成28年度～平成32年度）」の取り組みを着実に進めるとともに、地域福祉を推進する中核組織として、住民主体の「地域包括ケアシステム」の構築に向け、関係機関・団体と連携し、その役割を果たしていく必要がある。

介護サービス事業においては、平成27年度の介護保険制度の改正に伴う介護報酬の見直しにより、事業経営はますます厳しくなることが予想されるものの、引き続き、適切な事業運営に努め、利用者本位で信頼される質の高いサービスを提供していかねばならない。また、平成29年度末までに、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）から、新たな地域支援事業へ移行されることから、その対応について、より具体的な検討が必要となっている。

さらに、本年度は、法人経営の健全化に向けた具体的取り組みとして、財源の確保や組織機構の見直し、職員体制の確立と適正な職員報酬など、これまでの事務局組織を再編成し、より効率的で効果的な地域福祉事業の推進を図るとともに、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」の実現を目指し、地域住民やボランティアをはじめ、雲仙市、関係機関及び福祉関係団体との連携により、次の事業に取り組む。

基本事項

- I 経営基盤の強化と事業実施体制の整備に取り組む。
- II 地域福祉事業の推進に取り組む。
- III 指定管理施設の適正な運営・管理に努める。
- IV 介護福祉サービス事業を推進する。
- V 収益事業を実施する。

事業実施計画

I 経営基盤の強化と事業実施体制の整備

1. 会員制度の理解と加入の促進

社会福祉協議会の活動内容を一人でも多くの市民に理解していただくため、広報誌「にじ」やホームページ等により広く周知することにより、会員の加入促進を図り、さらなる会費並びに寄附金等の確保に努める。

2. 組織の基盤強化と経営の改善

理事会、評議員会、監査会等各種会議の開催により、組織の基盤強化と経営改善を図る。

3. 地域に根ざした事業運営と事業実施体制の強化

地域に根ざした事業運営の充実を図るため、地域福祉推進委員会を開催し、地域福祉事業等の効率的な推進と調整を行うとともに、事業運営の機能性と実効性を高める観点から法人組織機構の見直しを行い、事務局組織において課制を導入し、事業実施体制の強化を図る。

4. 事業運営の安定化と経営の適正化

新会計基準に基づき、適切な会計処理と事業運営の効率化を図りながら、自治体からの安定継続した財政支援の確保に努める。また、介護保険事業等の運営については、より質の高いサービスの提供に努め、効果的・効率的な事業運営を行うことにより、事業の安定化と経営の適正化を図る。

5. 広報啓発活動の推進

(1) 広報誌の発行

広報誌「にじ」を年6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）発行し、社会福祉協議会の活動内容や福祉制度等について、広く市民に周知を図り、本会事業に対する理解と福祉意識の向上を図る。

(2) ホームページによる情報発信

ホームページにより、社会福祉協議会の各種事業等に関する情報を幅広く発信し、市内・市外を問わず、多くの方に福祉活動に関心を持っていただくよう広報活動を行う。

(3) 第6回雲仙市社会福祉大会の開催

多年にわたり社会福祉の発展に功績のあった方々に対し、顕彰と感謝の意を表するとともに、市民の社会福祉に対する理解を深め、市民参加による福祉のまちづくりを推進する。

6. 各種専門職員の養成と意識改革の推進

各種福祉サービスの向上を図るため、自己研鑽を促進し、職員の意識改革に努めるとともに、相談援助業務等福祉活動を行う専門職員の育成を図るため、長崎県社会福祉協議会等が実施する各種研修会への積極的な参加に努める。

II 地域福祉事業の推進

1. 第2期雲仙市地域福祉計画・雲仙市地域福祉活動計画の推進【新規】

平成27年度に雲仙市と協働により策定した「第2期雲仙市地域福祉計画・雲仙市地域福祉活動計画（平成28年度～平成32年度）」に基づき、市民相互が助け合い、支え合う福祉のまちづくりを市や関係機関と連携し、推進する。

【基本理念】 助け合い、支え合いで育む 福祉のまちづくり

～地域 みんなでたすけ愛 地域 みんなでささえ愛～

- 【基本目標】
- 1 地域福祉を支え、推進する人・組織づくり
 - 2 地域で支え合い、助け合う仕組みづくり
 - 3 安心して福祉サービスを利用できる環境づくり
 - 4 安全で安心して暮らせる地域づくり

2. 高齢者支援事業の推進

(1) スポーツ事業

高齢者の生きがいをづくりの推進、体力維持と健康増進、地域や相互間の交流と親睦を図ることを目的に高齢者ソフトテニス大会、高齢者スポーツ大会、高齢者グラウンドゴルフ大会、高齢者ペタンク大会など各種スポーツ大会を開催する。

(2) 生きがいをづくり事業

①家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、地区の公民館等においてミニデイサロンを開催し、サポーターの派遣などにより各種サービスを提供することで、社会的孤立感の解消、自立生活の助長を図る。また、地域のボランティアグループ等に対して、ミニデイサロンの実施にかかる活動支援を行うとともに、助成もあわせて実施する。

②高齢者を対象に、昔懐かしい映画の上映会、健康体操講習会、演芸発表会、各種講演会や教室を開催し、心豊かな生活と参加者同士の交流を図ることにより、ふれあいの輪を広げ、健康維持や生きがいをづくりを推進する。

③長寿番付発行事業を実施し、高齢者を敬い祝うとともに、高齢者福祉への関心を高め、高齢者の生活の向上を図る。

(3) 福祉パトロール事業

独居高齢者等を対象に、民生委員の協力をいただきながら見守り活動を行うことにより、安心・安全なまちづくりに寄与するとともに、安否確認や孤独感の解消を図ることを目的に世帯調査や訪問活動を実施する。

(4) 給食事業

①独居高齢者を対象に、会食及びレクリエーションを行うことで、楽しいひと時を過ごしていただくとともに、情報交換や仲間づくりの場を提供することを目的に会食サービス事業を実施する。

②独居高齢者世帯等を対象に、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認や孤独感の解消を図ることを目的に配食サービスを実施する。

3. 障害者支援事業の推進

(1) 交流会等開催支援事業

家に閉じこもりがちな障害者を対象に、社会参加の機会を提供することを目的にレクリエーションや交流会を開催する。

(2) 障害者研修等支援事業

障害者福祉団体と連携し、研修等の支援を行う。

4. 母子父子等支援事業の推進

母子父子等の福祉団体等と連携し、研修会等への支援や活動助成を行うとともに、ひとり親家庭に関する諸制度の学習会等を実施する。

5. 児童青少年・福祉育成援護事業の推進

(1) 福祉教育等支援事業

小中学生及び一般市民を対象に、福祉への理解と意識の向上を目的に車いす、アイマスク、高齢者疑似体験、手話等の福祉体験学習や花壇整備等環境美化活動の支援を行う。

(2) 新入学児童黄色い帽子配布事業

新入学児童を対象に、交通安全の意識高揚と交通事故防止の推進を図る。

(3) 国際理解交流事業

夏休み期間中の小学生を対象に、寺子屋を開設することにより、家庭における子育て負担の軽減を図るとともに、国際ワークキャンプNICE参加者との交流を通して、国際社会への理解を深める。

(4) 子育て等支援事業

①小学生を対象に、夏休み等を利用した学習等の支援や福祉に関する講座、社会貢献活動を行うことにより、保護者の子育て負担の軽減を図る。

②乳幼児とその親の情報交換及び仲間づくりの場としての子育てサロンを民生委員児童委員協議会と協働により開設し、安心して子育てが出来るよう支援を行うとともに、子どもの生まれた保護者等に対し、子育てサロンへの参加者の増加と子育て負担の軽減を図ることを目的に記念品の贈呈を行う。

③子育てに関する悩みや不安を抱えている保護者の相談に対応するため、子育て指導等を行うボランティアグループや団体に対し、活動支援を行うとともに、活動助成もあわせて実施する。また、子ども会や青少年の健全育成を支援している団体を対象に、事業展開を図るための活動助成を行う。

(5) 地域交流スポーツ事業

軽スポーツを通じて、健康の保持と増進及び相互の交流と親睦を図ることを目的に福祉運動会を開催するほか、チャリティーグラウンドゴルフ大会等を開催する。

6. 日常生活支援事業の推進

(1) 福祉総合相談事業【新規】

市民の日常生活上の心配ごとや悩みごとなどあらゆる相談に対し、適切な助言、指導等を

行うため、問題解決に向けた総合的な相談窓口を開設する。特に専門知識を必要とする法律上の諸問題に対しては、弁護士が無料で相談に応じる弁護士相談を実施するとともに、心配ごと相談、介護相談、日常生活自立支援相談、生活資金貸付相談、ボランティア相談、生活困窮者相談に対応するため、各事務所に相談員を配置し、各種関係機関と連携しながら解決を図る。

(2) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）（受託）

長崎県社会福祉協議会からの受託により、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等を対象に、利用者の権利を擁護し、自立した地域生活を安心して送れるよう福祉サービスの利用援助をはじめ、日常的な金銭管理サービス等の支援を行う。

(3) 福祉資金貸付事業

生活の再建に必要な資金の融資を他から受けることが困難な世帯を対象に、少額な資金援助を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長を図る。

(4) 生活福祉資金貸付事務、臨時特例つなぎ資金貸付事務（受託）

長崎県社会福祉協議会が実施する低所得世帯及び高齢者、障害者の属する世帯に貸付ける生活福祉資金及び一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に当該不動産を担保として生活資金を貸付ける不動産担保型生活資金及び住居のない離職者で、公的給付制度等の申請から決定までの間の生活費を有しない者を対象に、その生活に必要な費用を貸付ける臨時特例つなぎ資金等の貸付事務を行う。

(5) 高齢者・障害者住宅整備資金貸付事務（受託）

長崎県社会福祉協議会が実施する高齢者・障害者住宅整備資金の貸付事務（償還指導等）を行う。

(6) 成年後見制度並びに生活困窮者自立支援制度等に関する調査・研究

成年後見制度並びに生活困窮者自立支援制度等の内容や財源の確保、人員体制の整備など、さまざまな課題等について、関係機関との連携を図りながら、各種研修会への参加等により調査・研究を行う。

(7) 緊急食料支援に関する調査・研究【新規】

緊急に支援が必要な生活困窮者に対し、食料を現物支給することにより生活困窮者の支援を図るための緊急食料支援に関する取り組みについて、調査・研究を行う。

7. 地域福祉活動振興事業の推進

(1) 小地域福祉推進事業

地域資源を生かした夏祭り等を実施する団体に対し、活動支援のための助成や備品等の整備を行うことにより、町内全域のボランティア活動の支援や小地域（自治会単位等）における地域福祉の増進を図る。

(2) 小地域広報活動事業

事務所における事業や活動内容等について、広く住民に情報提供することを目的に事務所独自の広報誌（瓦版）を発行するとともに、町内行事等への参加により広報活動を行う。

(3) 寄附者返礼事業

①香典返し等寄附金として寄附をされた世帯等を対象に、お礼はがきの印刷、お礼の品や初

盆等における供物の贈呈など、謝意を表すことを目的に実施する。

②町内の葬儀場で葬式をされる世帯を対象に、弔意を表すことを目的に弔慰文を送る。

(4) 福祉推進員活動助成事業

本会が委嘱している福祉推進員の活動費として、自治会長連合会へ助成を行うとともに、自治会長や班長に対し、活動用具の贈呈を行う。

(5) 福祉用具等貸出事業

社協が所有する車いすやベッドなどの福祉用具等を市内に居住する方々（原則、介護保険認定者を除く）へ貸し出すことにより、福祉の増進を図ることを目的に実施するとともに、貸出し用備品等の整備を行う。

(6) 地域福祉推進三者合同会議の開催

自治会長、民生委員児童委員、地域福祉推進委員が、地域福祉の推進のため、より一層連携を図ることを目的に合同会議を開催する。

8. ボランティア活動支援事業の推進

(1) ボランティアセンター整備事業

各事務所等に設置しているボランティアセンター機能の整備・充実を図り、ボランティア活動に関する相談・登録・斡旋、情報の提供、養成・研修会等の開催及びボランティアグループ等への活動支援を行うことにより、市民のボランティアに対する理解、参加を促進するとともに、ボランティア活動の推進を図ることを目的に実施する。

(2) ボランティア活動支援事業

地域におけるボランティアグループ等に対し、ボランティア活動の支援や活動助成を実施するとともに、自治会等が実施する見守り活動や日常的な支え合い活動などの支援を行う。

(3) ボランティア育成事業

小地域におけるボランティア養成及びボランティアグループ等の育成のための研修会等を実施する。

9. 災害対策支援事業の推進

(1) 災害対策支援事業

①雲仙市が策定している「雲仙市地域防災計画」等との整合性を図りながら、災害発生時において、社協が支援活動を迅速・的確に行うための「災害時対応マニュアル（仮称）」等を作成するとともに、関係機関・団体との連携協働を図り、災害時に即応できる体制整備を推進する。

②近隣市社協（島原市社協・南島原市社協）との連携協働により、災害発生時における災害ボランティアセンターの設置及び円滑かつ効果的な運営を行うため、近隣（隣接）市社協合同による災害ボランティアセンター設置訓練を実施する。（平成28年度は、雲仙市において開催予定）

(2) 災害時要支援者等自立避難所開設事業

雲仙市が開設する自主避難所では過ごすことが困難な要支援者等を対象に、災害に備えた避難所を国見町総合福祉センターに開設する。

10. 各種団体等の事務局運営並びに連携・強化

(1) 長崎県共同募金会雲仙市支会事務局の設置

①長崎県共同募金会雲仙市支会事務

共同募金に対する意識の向上を目的とした広報活動や、福祉施設助成申請受付、各種災害に対する義援金の受入れ、並びに小災害（火災等）発生時の見舞金贈呈等を実施する。

②共同募金事業（赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金）への協力

共同募金運動は、住民相互のたすけあいを基調とし、地域福祉の推進と誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、住民自らが参加する福祉コミュニティづくりへの参加を促し、実現するための多様な活動を財源面から支援する役割を果たすことを目的に実施している。このことから地域福祉活動の充実を図るための財源確保として、共同募金事業へ協力を行うものであり、各事務所（分室）において、地区の自治会長（福祉推進員）等に協力をいただきながら実施する。

(2) 各種団体等の事務局運営並びに連携・強化

①雲仙市戦没者慰霊奉賛会の事務局として、雲仙市における戦没者の追悼式典と長崎県戦没者慰霊奉賛会の奉賛金の勧募を行う。

②雲仙市連合遺族会の事務局として、事務的支援を行う。【新規】

③日本赤十字社長崎県支部雲仙市地区の事務局として、社資及び義援金等の募集を行うとともに、火災や風水害による被災者に対して、毛布や日用品等を配布する。

④雲仙市老人クラブ連合会及び各町老人クラブ連合会の事務局として、各種の事務協力を行うことにより地域福祉活動の充実を図る。

⑤雲仙市ボランティア連絡協議会の事務局として、各種の事務協力を行うことにより地域福祉活動の充実を図る。

⑥各町民生委員児童委員協議会の事務局として、各種の事務協力を行うことにより地域福祉活動の充実を図る。

⑦市内の身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、母子寡婦福祉会、ボランティア連絡協議会の支部等との連携及び事務協力を行うことにより地域福祉活動の充実を図る。

⑧地域福祉に関わる自治会活動の事務的支援を行う。【新規】

(3) 雲仙市老人クラブスポーツ交流大会の共催【新規】

雲仙市老人クラブ連合会の会員が一堂に会し、軽スポーツを行うことにより、健康の維持増進を図るとともに、地域間の交流を促進することを目的に開催する。

III 指定管理施設の適正な運営・管理

雲仙市内の6福祉施設（瑞穂ヘルシー会館・吾妻老人憩の家・千々石老人福祉センター橘荘・木場ふれあいセンター・下峰児童館・小浜老人福祉センター）について、地域における社会福祉事業の効率的な運営と施設利用者の健康増進や教養の向上に寄与することを目的に、指定管理者として雲仙市より管理受託するとともに、介護保険事業等の自主事業もあわせて実施する。（指定管理期間：平成28年度～平成31年度）

IV 介護福祉サービス事業の推進

1. 居宅介護支援事業

要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況、置かれている環境、要介護者や家族の希望等を勘案し、居宅介護サービスを適切に利用できるようサービスの種類、内容等の計画（ケアプラン）を作成するとともに、各サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業所や介護保険施設等との連絡調整を行い、要介護者等が安定した在宅生活を送れるよう生活の質の向上を目指したサービスを提供する。

【事業所名】 国見ケアプランセンター
小浜ケアプランセンター

2. 通所介護事業及び介護予防通所介護事業

要介護状態にある利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としてサービスを提供する。また、要支援状態にある利用者が可能な限り、その居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指し、介護予防サービスを提供する。

【事業所名】 国見デイサービスセンター
瑞穂デイサービスセンター
愛野デイサービスセンター
千々石デイサービスセンター
小浜デイサービスセンター

3. 訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業

要介護状態にある利用者を対象に、ホームヘルパーを派遣し、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うとともに、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。また、要支援状態にある高齢者を対象に、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資することを目的に介護予防サービスを提供する。

【事業所名】 瑞穂ホームヘルプサービスセンター
小浜ホームヘルプサービスセンター

4. 障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）

障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助、行動援護及び同行援護を適切かつ効果的に行うことを目的としてサービスを提供する。

【事業所名】 瑞穂居宅支援事業所
小浜居宅支援事業所（同行援護を除く）

V 収益事業の実施

1. レンタカー事業

本会事業で使用していたマイクロバスを有効活用、雲仙市内に居住する方や団体等へ広くレンタカー車輛として貸し出すことを目的に実施する。